

# Business calendar

## 2026.4 April

給与振込の時限：振込指定日の3営業日前の16時まで  
 営業日とは、土日祝祭日を除く日です。給与振込の多い日に色を付けていますが、色がついていない日付でも振込指定日として指定可能です。

※土日祝祭日と金融機関休業日は振込指定日としてご指定頂けません。下記カレンダーは10、15、20、25、月末日が土日祝祭日の場合、前営業日に前倒しすることを前提に作成しております。

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
29	30	31	01	02	03	04
05	06	07 4月10日給与時限 16:00まで	08	09	10 給与振込 4月15日給与時限 16:00まで	11
12	13	14	15 4月20日給与時限 16:00まで 給与振込	16	17	18
19	20 給与振込	21	22	23	24 4月30日給与時限 16:00まで 給与振込 ※4月25日(土)の為	25
26	27	28	29 昭和の日	30 給与振込 5月8日給与時限 16:00まで	01	02
03	04	05	06	07	08 給与振込 ※5月10日(日)の為	09

### 🔔 4月の税務・労務チェックリスト

#### 税務

- 10日  3月徴収分源泉所得税・住民税の納付
- 末日  2月決算法人の確定申告・納付  
 (法人税、消費税、法人事業税、法人住民税)
- 8月決算法人の中間(予定)申告・納付  
 (法人税、消費税、法人事業税、法人住民税)
- 5月・11月決算法人の消費税の中間(予定)申告・納  
 ※直前消費税確定申告400万円以下は要しない
- 4月中  固定資産税・都市計画税の納付(第1期分)  
 ※市町村条例で定める日
- 軽自動車税の納付  
 ※賦課期日：4月1日、納付期日：市町村条例で定める日

#### 労務

- 10日  一括有期事業開始届(3月分)の提出
- 末日  労働者私傷病報告書の提出(休業4日未満の1月~3月分)
- 健康保険・厚生年金の保険料納付
- 最低賃金適用報告・最低工賃適用報告・預金管理状況報告
- 健康保険印紙受払等報告書提出
- 雇用保険印紙保険料納付(使用)状況報告書提出

◎当該日が土日祝祭日等の場合にはこのスケジュールに該当しない場合がありますのでご注意ください。